

長崎県議会議員 深堀ひろし だより

第31号

平成31年 1月発行

発行責任者/深堀ひろし

背景: 稲佐山展望台からの  
初日の出

元気な

# よかけん

街 創る



＝ごあいさつ＝

皆様、明けましておめでとうございます。

ご家族と清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年も年多き一年となりますことを祈念いたします。

さて、今年は亥年!! 前回の亥年は私の政治家初挑戦の年でした。

猪突猛進の意気込みであった新米議員時代を懐かしく思います。

あゆから早いもので12年が経過しました。

県議二期目の任期も残りわずかです。

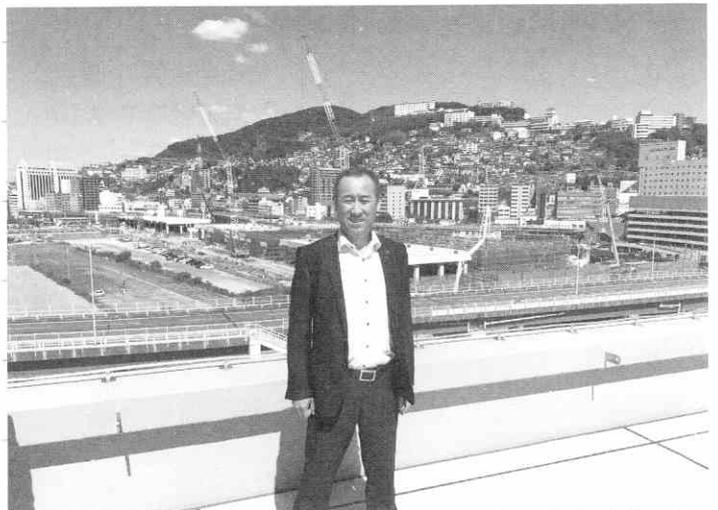
この4年間、自分なりに「皆様の声を県政に活かす」という信念で活動して来ましたが、解決できない大きな課題も山積しているのが実情です。

長期的な視点を持ち、ブレずに本県の課題に真正面から取り組みたいと思います。

今後も「初心を忘れず、常に挑戦」を肝に銘じ政治活動に邁進いたします。

旧に沿するご指導、ご支援をお願い申し上げます。

深堀 ひろし



建設が進む長崎駅周辺をバックに

# 平成30年11月 長崎県議会定例会 レポート



## 【定例議会報告】



平成30年11月議会は11月27日から12月20日までの24日間開催されました。

主な議案は総額約34億6千万円の一般会計補正予算や長崎県立長崎図書館設置条例の一部改正などの条例議案、長崎県難病相談・支援センターの指定管理者の指定などの議案でありました。

慎重に審議を行い全ての議案を可決いたしました。

一方、我が会派から提出した「被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書」については他会派の反対により不採択となりました。

被災者に寄り添うために救済制度の更なる拡充を求める内容でしたが、過去の被災者との公平性を主な論拠とする反対意見でした。

しかし、このような考え方では今後様々な制度を充実・強化していくことは出来ません。

党利党略ではなく、県民第一の視点で県政を運営していかなければなりません。

このほか、懸案となっている県庁舎跡地整備についても基本的な考え方が提示されました。

詳細は後述しますが、歴史ある長崎の中心地の活用については慎重な中にも地域の賑わいを維持するために迅速な対応を求めて参ります。

## 平成30年度11月補正予算の主な内容

### ●(新)食品加工センター施設整備費

…1,201万4千円

食品製造業の振興を図るため、県産材や消費者ニーズにこだわった高付加価値商品の試作開発からテスト販売までの一貫した支援を行う食品加工センターを整備

・基本・実施設計費 1,201万4千円

※設計費に係る債務負担行為 (H31年度)

2,803万3千円

### ●校舎等整備費(特支)…7億9,706万6千円

・諫早特別支援学校の改築工事を実施

6億4,209万円

### ※工事費に係る債務負担行為 (H31年度)

10億1,430万7千円

・新たに創設された国の臨時特例交付金制度を活用し、特別支援学校の空調設備の設置、更新を実施 (5校) 1億5,497万6千円

### ●ゼロ県債務負担行為

・都市公園整備事業	1,052万6千円
・下水道事業	1億5,000万円
・道路橋梁事業	28億6,750万円
・港湾事業	4億8,000万円
・河川砂防事業	9億3,100万円
・漁港事業	5億2,369万円
合計	49億6,271万6千円

※端境期 (4月、5月) における発注工事量の減少等に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施

## 条例議案等の主な内容

### ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (警察本部)

最近の県内における風俗営業の実情等に鑑み、歓楽街における風俗営業の営業時間等の制限を緩和する営業延長許容地域等の指定を追加するため、所要の改正をしようとするもの。

#### 1 改正内容

風俗営業を午前1時まで (接待飲食等営業にあつては午前2時まで) 延長して営業することができる営業延長許容地域及び特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域に以下の地区を追加する。

- 長崎市浜口地区
- 諫早市諫早駅前地区及び本町地区
- 島原市高島・中堀地区
- 大村市本町地区
- 五島市福江地区

#### 2 施行日 公布の日

### ○長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例 (教委生涯学習課)

県が、大村市立図書館との合築により整備する長崎県立長崎図書館の設置及びその管理に関する事項を定めようとするもの。

#### 1 改正内容

県立図書館の設置場所及び図書館の管理

に関する事務の取扱いについて、所要の改正を行う。

## 2 施行日

県教育委員会規則で定める日

### ○公の施設の指定管理者の指定について(国保・健康増進課)

長崎県難病相談・支援センター条例第2条の規定により、指定管理者の指定を行うもの。

1 施設の名称 長崎県難病相談・支援センター

2 根拠法令 地方自治法第244条の2第6項及び長崎県難病相談・支援センター条例第5条

3 指定管理者となる団体の名称

長崎市茂里町3番24号

特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会

4 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

### ○長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する協議について(教委生涯学習課)

県が、大村市に大村市立図書館との合築により整備する長崎県立長崎図書館の事務の委託をしようとするものであるが、その協議については、地方自治法第252条の14第3項において

準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

#### 1 委託の範囲

整備する図書館のうち長崎県の持分に係る次に掲げる事務

①施設及び設備の管理に関する事務

②多目的ホール、研修室及び駐車場の使用の許可並びに使用料の徴収に関する事務

③行政財産の目的外使用に関する事務

#### 2 経費負担

委託した管理及び執行に関する経費は、長崎県負担。

#### 3 連絡会議

大村市は委託事務の管理及び執行について調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開催する。

4 規約の施行期日 規約告示の日



## 文教厚生委員会での私の質疑内容

**質問** 特別支援学校へ空調設備を設置する計画の概要は?

**答弁** 県下5校の60教室へ設置する予定で、1億5,400万円を予算措置している。今年度中に設計し、来夏までには設置を完了したい。

**質問** 私立学校での空調設備設置状況はどうか?

**答弁** 私立学校では概ね全普通教室に空調設備が設置されている。

**要望** 今回、国の特例交付金の創設により、県内公立小中学校の4,300教室に空調設備を導入する予定である。

喜ばしいことではあるが、来夏までに設置するには県・市町そして事業者との調整が必要になる。県下の地域でバラツキが発生することがないように、県として調整機能を果たしてほしい。

また、危険度の高い体育館への空調設備の導入も今後検討すべき。

**質問** 障害者が使用する義足等の補装具に対し、団体から補助拡充の要請があっているが、利用者の負担は軽減されているのか。

**答弁** 要請の主旨は、補助の対象とならない高性能補装具も認めてほしいというもの。一方、利用者の負担は原則1割負担であり、かつ世帯の収入等に応じた負担上限額が設定され、低所得者はゼロ負担となっている。また、市町と補装具業者とが契約を結ぶことにより、代理受領制度が適用され、利用者は窓口で1割だけを負担すれば良い仕組みとなっている。(県内全市町が適用)

**要望** 障害者用の補装具については利便性の向上が図られているが、類似するものとして、医療用装具や治療用装具がある。これらは、各医療保険者の判断によるものであるが、代理受領制度が適用されていない。国では、新たな制度を検討しているようだが、県としても利用者の利便性を高めるために努力してほしい。



# 『県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方』が今議会にて示されました

## 1. 整備の基本的考え方

「賑わいと憩いの場を創出する広場」「歴史・観光情報の発信等を行う交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」の3つを主要機能とし、交流人口の拡大や賑わいの創出を実現する。

## 2. 整備・運営についての考え方

「広場」と「交流・おもてなしの空間」は県、「文化芸術ホール」は市が整備主体となり、国費の活用、民間資金の導入、ライフサイクルコストの低減化等を検討し、実質的な負担額軽減に努める。

運営は整備主体が実施し、各機能の相乗効果を生み出す管理運営体制の構築や、民間活力を活かすことなども検討する。

## 3. 主要機能等のイメージ

### ① 賑わいと憩いの場を創出する広場

- ・石垣上に、各種イベントに対応でき、日常的な憩いの場となるスペース（5,000㎡程度）を確保する。
- ・石垣下にも、石垣を中心にこの土地の歴史や遺構を認識できる空間を整備する。

② 歴史・観光情報等の発信などを行う交流・おもてなしの空間

- ・国際交流の舞台となった歴史性や出島を見渡すことができる地理的特性等を踏まえ、国内外の観光客などへのおもてなしや、県民・市民の活動の場となるような空間を整備し、賑わいの創出につなげる。

③ 質の高い文化芸術ホール

- ・芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を備え、発表・鑑賞の場としてだけでなく、創造、交流の場としても活用しやすい施設を整備する。

## 4. 基本構想についての考え方

整備方針をとりまとめた後に策定する基本方針については、議会をはじめ、県民市民や関係団体等の意見を踏まえ検討する。

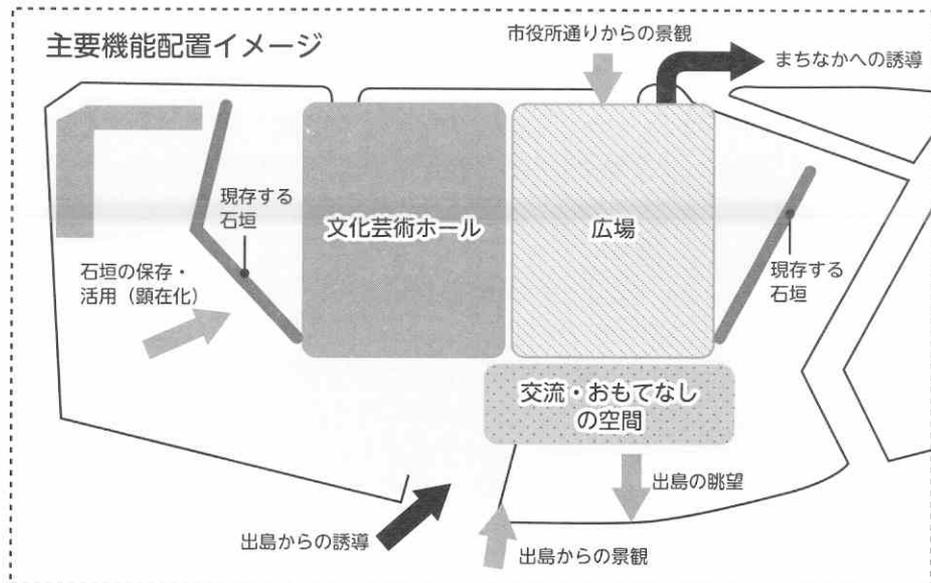
## 5. 県警本部跡地についての考え方

県警本部跡地は、隣接する民地との連携も含め、オフィス・ホテル・駐車場など民間の活用も視野に入れた比較的自由度の高い検討が可能となり、県庁舎跡地との連携も含め検討する。

## 6. 今後のスケジュール（現段階での想定）

県総合計画に掲げている平成32年度着手に向け、設計や工事の各段階において、整備可能な箇所から整備に取りかかるなど、できるだけ早く跡地に賑わいを取り戻す方策を検討する。

- ・旧庁舎解体  
…平成30～31年度
- ・基本構想の策定  
…平成31年度
- ・埋蔵文化財調査  
…平成31～32年度
- ・設計整備着手  
…平成32年度



※交流・おもてなしの空間の一部はホールとの合築も検討



長崎県議会議員  
**深堀ひろし**

深堀ひろし事務所  
長崎市平和町4-20  
TEL 095-894-8470  
FAX 095-894-8471

お気軽にお立ち寄りください

\*インターネットでも深堀ひろしの活動報告をご覧いただけます  
<http://www.fukahorihiroshi.net/>